

医療費の申告

あなた自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、この控除を受けるには、必ず申告をしなければなりません(会社などの年末調整ではできません)。

■医療費の明細書

提出が必要です。明細書を作成せずに来場した場合、手続きにかなり時間がかかります。あらかじめ計算してご来場ください。

様式は、市役所窓口までお越しいただくか国税庁ホームページからダウンロードできます。

医療費の領収書については、自宅で5年間の保管が必要です。処分しないようご注意ください。

■通常の医療費控除

支出が10万円か「総所得金額等の5%」を超えた場合、基準の金額を超えた分が控除となります。



■セルフメディケーション税制

がん検診、予防接種、定期健康診断など、健康の保持増進や疾病予防の取り組みを行なっている方で、スイッチOTC医薬品(※)の購入額が1万2千円を超える場合が対象。控除の上限額は8万8千円。

今年から、検(健)診などに取り組んだことを証明する書類の添付が不要となりましたが、領収書と取組関係書類は5年間保存してください。

※スイッチOTC医薬品とは

もともと医療用として使用されていた医薬品を、有効成分や服用方法用量がまったく同じまま市販されている医薬品

住宅ローン控除の改正

住宅ローン控除について、住宅の取得などで特別特例取得した場合の入居期限が令和4年12月31日まで1年間再延長されました。



■特別特例取得とは?

住宅取得などにかかった費用の消費税の税率が10%で、次の区分の期間内に取得などの契約が結ばれている場合、控除を受けられる期間が13年間になるものをいいます。

●住宅の新築の場合

令和2年10月1日～令和3年9月30日

●中古住宅(建築後住んでいないものを含む)の取得、または住宅の増改築などの場合

令和2年12月1日～令和3年11月30日

■住宅ローン控除とは?

個人が住宅ローンを利用してマイホームの取得やリフォームをする際に、ローンの残額に応じ、一定期間、所得税などからの控除が受けられる制度

※控除限度額は、該当年分の所得税の課税総所得金額等の7%の額(最高136,499円)となります。

また、住宅ローン控除の対象となる住宅の床面積は、50m²以上とされていますが、この再延長されたケースに限り、13年間の控除期間のうち、その年の所得税の課税総所得金額などが1,000万円以下の場合は、床面積が40m²以上の住宅についても適用できるよう条件が緩和されました。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

■国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1212.htm>



寄附金控除

控除の適用を受けるためには、前年中(1月1日～12月31日)に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市・道民税の申告が必要です。

申告には、寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行なったことを証明する書類が必要です。

※受領証などは申告する方が寄附者として記載されているものに限ります。

今年分から、ふるさと納税については、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」も受領証の代わりとして使えるようになりました。

発行の有無は各サイトでご確認ください。※詳細や特定事業者の一覧などは国税庁ホームページでご覧いただけます。

また、令和3年1月1日から令和3年1月31日の間に、国の自粛要請を受けて中止、延期、規模が縮小された文化芸術・スポーツイベントのチケットの払い戻しを受けないときは、そのチケット代金が「寄附金」とみなされ、寄附金の所得控除または税額控除の対象になります。※文化庁・スポーツ庁の指定を受けたイベントに限ります。詳細は両庁のホームページをご確認ください。



市・道民税の申告は生活に直結しています



国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険や児童扶養手当などの額は市・道民税の申告で決定されます。

申告しないことで保険料(料)が高くなったり、医療費の助成が受けられなかったりしますので、必ず市役所で申告をしてください。

申告をしなければならない方

- 事業をしている(報酬がある)・農業を営んでいる方
- 各種年金・各種恩給などの受給者
- 株などの配当金、家賃や地代などの不動産収入、保険の満期などの一時的な収入、その他の雑収入などがある方は、少額である場合でも申告をしなければなりません。
- 令和3年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与所得者で2カ所以上で給与を受け取っていて年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超えている方
- 所得がない場合で国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 児童扶養手当を受給されている方
- 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方
- ※ただし滝川税務署や郵送、またはe-Taxなどで確定申告をされた方は、市役所での市・道民税の申告は必要ありません。

滝川税務署で確定申告される方へ

1 感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください。

- スマホやパソコンで自宅から申告ができます。※利用には手続きが必要な場合がありますので国税庁ホームページをご確認ください。

- 申告やe-Taxご利用のご相談は、税務署へ直接お電話いただとか、チャットボットでも可能です。確定申告に関する各種情報は国税庁LINE公式アカウントからもチェックできます。

※住民税申告のみの場合はe-Taxでの申告はできません。

2 「入場整理券」が必要です。(作成済みの申告書を提出する場合は不要)

- 混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

- 整理券は各会場で当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。

※以上は税務署での対応となります。赤平市の会場では入場整理券の発行は行なっておりません。

問合せ

滝川税務署☎22-2191(音声ガイダンス)